

八幡浜市墓地条例施行規則

〔 令和 7 年 2 月 2 6 日 〕
規 則 第 4 号

八幡浜市墓地条例施行規則（平成 1 7 年規則第 1 0 9 号）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この規則は、八幡浜市墓地条例（平成 1 7 年条例第 1 5 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（納骨施設の開館時間及び休館日）

第 2 条 納骨施設の開館時間及び休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 休館日 1 月 1 日及び市長が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、市長が管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（納骨壇へ収蔵する容器に係る基準）

第 3 条 納骨壇へ収蔵する容器の基準は、別表 1 のとおりとする。

（納骨施設の使用申請に係る資格）

第 4 条 納骨施設の使用を申請できる者は、別表 2 のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（墓所に係る使用許可等）

第 5 条 条例第 4 条の規定に基づき墓所を使用しようとする者は、墓所使用許可申請書（様式第 1 号）に使用申請者の本籍及び住所を明らかにできる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、墓所使用許可証（様式第 2 号）を当該申請者へ交付しなければならない。

（納骨施設に係る使用許可等）

第 6 条 条例第 4 条の規定に基づき納骨施設を使用しようとする者は、納骨施設使用許可申請書（様式第 3 号）に使用申請者の本籍及び住所を明らかにできる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の使用申請者が本市に本籍又は住所を有しない者であって、かつ、死亡

時に本市に本籍又は住所を有していた者の祭しを主宰する者の場合は、同項に規定する書類等に加えて、当該死亡時に本市に本籍又は住所を有していた被収蔵者の本籍及び住所を明らかにできる書類を、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項に規定する申請書等を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、納骨施設使用許可証（様式第4号）を当該申請者へ交付しなければならない。

（使用許可証の再交付等）

第7条 前2条に規定する許可証を亡失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちに理由を付し、墓所の使用にあつては墓所使用許可証再交付申請書（様式第5号）を、納骨施設の使用にあつては納骨施設使用許可証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

（収蔵の届出）

第8条 第6条の規定により納骨施設の使用の許可を受けたもの（以下「納骨施設使用者」という。）は、納骨施設へ焼骨を収蔵しようとするときは、収蔵届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（納骨壇の使用期間の変更等）

第9条 納骨施設使用者が、条例第4条の2第2項に規定する使用期間の変更をしようとするときは、納骨施設（納骨壇）使用期間変更許可申請書（様式第8号）に許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、使用期間の変更の許可をしたときは、納骨施設（納骨壇）使用期間変更許可証（様式第9号）を当該申請者に交付するとともに許可証を返付する。
- 3 使用期間の変更を許可した場合において、変更後の使用期間に基づいて算定した使用料の額が既に徴収した使用料の額を上回るときは、当該許可の際、その差額を徴収する。

（納骨施設における使用料の減免）

第10条 納骨施設において、条例第6条の規定による使用料の減額又は免除は、別表3のとおりとする。

- 2 前項に規定する納骨施設に係る使用料の減額又は免除を受けようとする者は、納骨施設使用料減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（墓所又は納骨壇の返還）

第11条 条例第7条第1項の規定により墓所を返還しようとする者は、墓所返

還届（様式第11号）に許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 条例第7条第1項の規定により納骨壇を返還しようとする者は、納骨壇返還届（様式第12号）に許可証（使用期間変更許可証の交付を受けた者にあつては、当該使用期間変更許可証を含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第12条 墓所を返還した場合は、条例第8条第1項の規定により、既納の使用料について、別表4に定めるところにより、同表の右欄に掲げる割合を上限として還付することができる。

- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、墓所使用料還付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 3 条例第8条第2項ただし書の規定により納骨壇を返還した場合の既納の使用料の還付又は同条第3項の規定による納骨壇の使用期間を変更した場合の既納の使用料の還付については、別表5に定めるところによる。

- 4 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、納骨施設使用料還付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（使用権の承継）

第13条 条例第9条の規定により墓所又は納骨施設の使用権を承継しようとする者は、墓所使用承継許可申請書（様式第15号）又は納骨施設使用承継許可申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（墓籍簿及び納骨簿）

第14条 主管課長は、墓籍簿（様式第17号）及び納骨簿（様式第18号）を備え、墓所及び納骨施設の使用状況を明らかにしなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、こ

の規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に、この規則の施行の際現に存する様式によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の八幡浜市墓地条例施行規則に定める相当の様式によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表 1（第 3 条関係）

区分	容器の基準
幅及び奥行き	20センチメートル以下
高さ	22センチメートル以下

別表 2（第 4 条関係）

区分	申請者に必要な資格
納骨施設の生前予約	65歳以上である者
納骨壇（2体用）の使用	夫婦である者

別表 3（第 10 条関係）

区分	減免の割合等
被収蔵者が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第1条に規定する死亡者である場合	2分の1
被収蔵者が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害により死亡した場合	
市長が特別な事由があると認める場合	その都度市長が定める額

別表 4（第 12 条関係）

区分	還付割合の上限
使用許可を受けた墓所に墓石等を設置せず原状のまま返還したとき	既納の使用料の5割
使用許可を受けた墓所に墓石等を設置したあと、原状に回復して返還したとき	既納の使用料の3割

別表 5 (第 1 2 条関係)

区分	還付割合の上限
納骨壇の使用期間の変更に伴う使用料又は納骨壇の返還に伴う使用料	既納の使用料から納骨壇を使用した年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数)に条例第5条第2項第1号又は第2号に規定する額を乗じて得た額を減じて得た額
市長が特別の事由があると認めるときの使用料	その都度市長が定める額

様式第1号（第5条関係）

墓所使用許可申請書

年 月 日

八幡浜市長

様

使用申請者 本 籍
住 所
氏 名

墓所の使用について、次のとおり申請します。

申 請 場 所	
申 請 面 積	平方メートル
使 用 料	金 円

様式第 2 号 (第 5 条関係)

墓所使用許可証

許 可 番 号		第 号
使 用 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
許 可 場 所		
許 可 面 積		平方メートル
使 用 料		金 円

墓所の使用について、上記のとおり許可します。

年 月 日

八幡浜市長

㊟

使用上の注意

- 1 墓所内に工作物等を建設しようとするときは、あらかじめ市長の確認を受けてください。
- 2 使用地の全部又は一部が不用となり返還しようとするときは、墓所使用許可証を添え、市長に届け出てください。
- 3 墓所の使用权は、譲渡又は転貸することができません。
- 4 墓所使用許可証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けてください。

納骨施設使用許可申請書

年 月 日

八幡浜市長 大城 一郎 様

使用申請者 本 籍
住 所 〒

氏 名

電話番号

納骨施設の使用について、次のとおり申請します。

1. 種別

通常納骨 生前予約 改葬

2. 施設の使用理由

墓がない 墓じまい その他（ ）

3. 使用施設

(1) 納骨壇

1 体用	氏 名		続 柄	
------	-----	--	-----	--

2 体用	夫 氏名		続 柄	
	妻 氏名		続 柄	

使用期間	年
------	---

(2) 合葬室

氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	

4. 添付書類

- 使用申請者の本籍地の記載のある住民票
- 火葬・埋葬許可証
- 改葬許可証
- 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
- 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

※ 裏面の使用上の注意をご確認の上、申請してください。

(裏)

使用上の注意

- 1 納骨施設に収蔵できるものは、焼骨及び骨壺です。それ以外のもの（骨箱や写真、副葬品など）は収蔵できません。
- 2 焼骨及び骨壺は、乾燥させ清潔な状態で納めてください。特に改葬の際には再火葬を行うなど配慮をお願いします。
- 3 骨壺の大きさは、6寸以下（幅・奥行20センチメートル以下、高さ22センチメートル以下）としてください。
- 4 焼骨を収蔵する納骨壇の位置は、使用許可の順に市が決定します。
- 5 納骨壇の使用期間を経過した焼骨は、市が骨壺から取り出し他の焼骨とともに合葬室に合葬します。使用者には使用期間終了等の連絡はしません。
- 6 納骨壇に収蔵されている焼骨（納骨壇の使用期間中）の返還は可能です。合葬室に収蔵された焼骨の返還はできません。
- 7 使用料は、使用許可の際に全額納めてもらいます。焼骨の返還による既納使用料の還付は、特別の事由がある場合を除きしません。
- 8 生前予約をする場合は、自己の責任において死亡後に焼骨が収蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じてください。（生前に、親族などに納骨施設を利用することや収蔵手続のことなどを伝えておくこと。）
- 9 納骨壇に焼骨を収蔵した後は、焼骨の返還を求める場合を除き納骨室に立ち入ることはできません。
- 10 施設内で宗教的な行事（法要や儀式など）を行うことはできません。
- 11 参拝は、施設の開館時間に参拝所の献花台前で行ってください。

様式第4号（第6条関係）

納骨施設使用許可証

許可番号		第 号
使用者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
被収蔵者 (死亡者)		
種 別 使用期間	<input type="checkbox"/> 納骨壇 体用 年 区画番号 一 番 (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 合葬室	
使用料	金 円	

納骨施設の使用について、上記のとおり許可します。

年 月 日

八幡浜市長

印

様式第5号（第7条関係）

墓所使用許可証再交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

使用申請者 本 籍
住 所
氏 名

墓所使用許可証を亡失（損傷、汚損）したので、次のとおり再交付を申請します。

申 請 場 所	
申 請 面 積	平方メートル
使 用 料	金 円
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

様式第6号（第7条関係）

納骨施設使用許可証再交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

使用申請者 本 籍
住 所
氏 名

納骨施設使用許可証を亡失（損傷、汚損）したので、次のとおり再交付を申請します。

被収蔵者 (死亡者)	
種 別	<input type="checkbox"/> 納骨壇 体用 年 区画番号 - 番 <input type="checkbox"/> 合葬室
使 用 料	金 円
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

様式第7号（第8条関係）

収 蔵 届

年 月 日

八幡浜市長 様

届出者 住 所
氏 名

焼骨の収蔵について、次のとおり届出します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
被収蔵者 (死亡者)			
種 別	<input type="checkbox"/> 納骨壇 体用 年 区画番号 一 番 <input type="checkbox"/> 合葬室		
収蔵希望日時	年 月 日 時		
納骨室への入室	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		

様式第8号（第9条関係）

納骨施設（納骨壇）使用期間変更許可申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所
氏 名

納骨施設（納骨壇）の使用期間の変更について、次のとおり申請します。

被収蔵者 (死亡者)	
種 別	納骨壇 体用 区画番号 一 番
使用期間 使用料	変更前 年 金 円 変更後 年 金 円 差額 年 金 円 <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減
変更の理由	
添付書類	納骨施設使用許可証

様式第9号（第9条関係）

納骨施設（納骨壇）使用期間変更許可証

許可番号		第 号
使用者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
被収蔵者 (死亡者)		
種 別 使用期間	□納骨壇 体用 年 区画番号 一 番 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
使用料	金 円	

納骨施設の使用について、上記のとおり許可します。

年 月 日

八幡浜市長



様式第10号（第10条関係）

納骨施設使用料減免申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 本 籍
住 所
氏 名

納骨施設の使用料の減額又は免除について、次のとおり申請します。

種 別	<input type="checkbox"/> 納骨壇	<input type="checkbox"/> 合葬室
減額又は免除を 必要とする事由		
減額の程度		
添付書類		

様式第11号（第11条関係）

墓所返還届

年 月 日

八幡浜市長 様

届出者（使用者） 住 所
氏 名

墓所の返還について、次のとおり届出します。

返還場所	
返還理由	
原状回復	<input type="checkbox"/> 墓石等を設置せず原状のまま返還 <input type="checkbox"/> 墓石等を設置したあと原状に回復して返還
添付書類	墓所使用許可証

様式第12号（第11条関係）

納骨壇返還届

年 月 日

八幡浜市長 様

届出者（使用者） 住 所
氏 名

納骨壇の返還について、次のとおり届出します。

被収蔵者 (死亡者)	
種 別	納骨壇 体用 年 区画番号 一 番
返還理由	
添付書類	納骨施設使用許可証

様式第13号（第12条関係）

墓所使用料還付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

〒
住 所
氏 名

墓所を返還したので、下記のとおり使用料の還付を請求します。

記

1 還付金額 金 _____ 円

2 振込口座

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	フカナ
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	

墓所使用承継許可申請書

年 月 日

八幡浜市長

様

代表承継者 住所

フリガナ
氏名

電話（ ） —
被承継者との続柄（ ）

墓所の使用権を承継したいので、次のとおり申請します。なお、私が墓所使用の祭しの主宰者として承継を申請し許可を受けた後に、この件で紛争が生じたときは、私が責任をもって解決することを誓約します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
使用場所	墓地 号地 番		
承継の理由	<input type="checkbox"/> 使用者死亡のため <input type="checkbox"/> 祭しを主宰する者が変更したため（生前承継） <input type="checkbox"/> その他（		
被承継者	住所		
	氏名		
添付書類	墓所使用許可証 戸籍謄本（コピー可）又は「法定相続情報一覧図の写し」		
	氏名	被承継人との続柄	住所
その他の承継者			

※ 承継者の欄が不足したときは、用紙を適宜補充して使用してください。

様式第16号（第13条関係）

納骨施設使用承継許可申請書

年 月 日

八幡浜市長

様

代表承継者 住所

フリガナ
氏名

電話（ ） —
被承継者との続柄（ ）

納骨施設の使用権を承継したいので、次のとおり申請します。なお、私が納骨施設使用の祭りの主宰者として承継を申請し許可を受けた後に、この件で紛争が生じたときは、私が責任をもって解決することを誓約します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
被収蔵者（死亡者）			
種 別	納骨壇 体用 年 区画番号 — 番		
承 継 の 理 由	<input type="checkbox"/> 使用者死亡のため <input type="checkbox"/> 祭りを主宰する者が変更したため（生前承継） <input type="checkbox"/> その他（		
被 承 継 者	住 所		
	氏 名		
添 付 書 類	納骨施設使用許可証 戸籍謄本（コピー可）又は「法定相続情報一覧図の写し」		
その他の 承継者	氏 名	被承継人 との続柄	住 所

※ 承継者の欄が不足したときは、用紙を適宜補充して使用してください。

様式第17号（第14条関係）

墓 籍 簿

第	使用者	本 籍					
		住 所					
		氏 名					
号	等 級	号地	番 号	番	使 用 料	金 円	
	許 可 年 月 日	年 月 日		許 可 番 号	第 号		
	備考						

様式第18号（第14条関係）

納 骨 簿

第	使	本 籍			
	用	住 所			
	者	氏 名			
号	被収蔵者 (死亡者)				
	種 別 使用期間	<input type="checkbox"/> 納骨壇 体用 年 区画番号 一 番 (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 合葬室	使用料	金	円
		許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第
	備考				